

第 21 回 経済の自由 (1)

1. 公共の福祉

- ・ いかなる人権も、絶対無制限に保障されるのではなく、公共の福祉による制限がある。
- ・ 公共の福祉とは、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理であり、自由権一般には、12 条や 13 条を根拠とした必要最小限度の内在的な制約のみが認められ、経済的自由権には、22 条や 29 条を根拠に、福祉国家理念の実現という見地からの政策的な制約が予定されている。

2. 居住・移転の自由

- ・ 22 条 1 項前段が保障する居住・移転の自由とは、どこに住み、どこへ移動するかについての自由であり、これには旅行の自由も含まれる。
- ・ 22 条 2 項は、外国移住の自由と国籍離脱の自由を、日本国民に対して保障する。
- ・ 海外渡航の自由 (外国旅行の自由) が憲法のどの条項で保障されるかについては、争いがある。22 条 1 項の居住・移転の自由に含まれるという見解や、13 条の幸福追求権に含まれるという見解もあるが、判例は、22 条 2 項の外国移住の自由に含まれるという (帆足計事件最高裁判決 (最大判昭和 33 年 9 月 10 日民集 12 卷 13 号 1969 頁))。

○ 帆足計事件最高裁判決 (最大判昭和 33 年 9 月 10 日民集 12 卷 13 号 1969 頁)

前参議院議員の X は、1952 (昭和 27) 年 2 月、当時わが国とは国交がなく停戦下であった旧ソビエト連邦のモスクワで開催される国民経済会議に出席するために、一般旅券発給の申請をしたところ、旅券法 13 条 1 項 5 号 (現 13 条 1 項 7 号) にいう「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」にあたるとして、外務大臣によって旅券の発給が拒否されたため、会議に出席できなかった。そこで、X は、本件旅券発給拒否処分が違憲・違法なものであるとして、外務大臣に対して、損害賠償を請求した。最高裁判所は、日本国憲法 22 条 2 項の外国移住の自由には一時的な外国旅行の自由を含むと判示したうえで、外国旅行の自由といえども無制限に許されるものではなく、公共の福祉のために合理的な制限に服するとし、X の請求を棄却した。

3. 財産権の保障

- ・ 29 条 1 項は、個人が現に有する具体的な財産上の権利と、個人が財産権を享有できる法制度とを保障する (森林法事件最高裁判決 (最大判昭和 62 年 4 月 22 日民集 41 卷 3 号 408 頁))。
- ・ 29 条 2 項は、1 項で保障された財産権の内容が、法律によって一般的に制約されるものであることを明らかにしている。
- ・ 29 条 3 項は、公共のために個人の私有財産を国家が制約できること、そして、その際には正当な補償が必要であることを規定する。
- ・ 補償が必要な場合とは、国家が特定個人に特別の犠牲を加えた場合である。すなわち、侵害行為が特定の者を対象とするものであるかと、侵害の程度が受忍限度を超えるものであるかを総合的に判断する。
- ・ 正当な補償とは、原則として、制約された財産の客観的な市場価格の全額を補償することをいう (土地収用法事件最高裁判決 (最判昭和 48 年 10 月 18 日民集 27 卷 9 号 1210 頁))。ただし、判例は、戦後の農地改革のように社会の著しい変化が生じた場合などには、例外的に、当該財産について合理的に算出された相当な額であれば足りるとしたこともある (農地改革事件最高裁判決 (最大判昭和 28 年 12 月 23 日民集 7 卷 13 号 1523 頁))。
- ・ 補償請求は、通常、法令の具体的な規定 (例えば、土地収用法 68 条以下) に基づいて行うが、たとえ法令に補償規定が欠く場合でも、憲法 29 条 3 項を直接の根拠に補償請求を行うことができる (河川附近地制限令事件最高裁判決 (最大判昭和 43 年 11 月 27 日刑集 22 卷 12 号 1402 頁))。

○ 森林法事件最高裁判決（最大判昭和 62 年 4 月 22 日民集 41 卷 3 号 408 頁）

父から生前贈与されていた山林を兄 Y と持分 2 分の 1 ずつ共有していた弟 X は、その管理方法などをめぐって対立したため、Y に対して分割請求した。しかし、1987（昭和 62）年改正前の森林法 186 条は、民法 256 条 1 項（共有物の分割請求）の規定にかかわらず、各共有者の持分価額が過半数に達しない場合、分割請求できないと規定しており、裁判所は、X の分割請求を認めなかった（静岡地判昭和 53 年 10 月 31 日民集 41 卷 3 号 469 頁、東京高判昭和 59 年 4 月 25 日民集 41 卷 3 号 469 頁）。そこで、X は、森林法 186 条の規定は日本国憲法 29 条に違反するとして、上告した。

最高裁判所は、(1) 憲法 29 条 1 項は、私有財産制度のみならず、国民の個々の財産権を保障した規定であり、(2) 財産権に対する規制は、立法府の判断を尊重して、立法の規制目的が公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、規制手段が目的達成のための手段として必要性または合理性に欠けていることが明らかである場合に限り、違憲と判断すべきところ、(3) 森林法 186 条の立法目的は、森林の細分化を防止することによって森林経営の安定を図り、もって国民経済の発展に資することにある（この立法目的は、公共の福祉に合致しないことが明らかとはいえない）が、共有者間に紛争が生じて森林荒廃の事態が生じた場合、本条はかえってその事態を永続化させてしまい（立法目的との合理的関連性が明らかでない）、また、共有物の性質に応じた合理的な現物分割を行うことは可能であり、現物分割が直ちに森林の細分化を招くわけではない（立法目的を達成するためには不必要な規制である）ので、(4) 森林法 186 条の規制手段は、同条の立法目的との関係で合理性も必要性も肯定できないことが明らかであって、憲法 29 条 2 項に違反し、無効であると判示した（X の請求を認めなかった控訴審判決を破棄し、事件を東京高等裁判所に差し戻した）。

○ 農地改革事件最高裁判決（最大判昭和 28 年 12 月 23 日民集 7 卷 13 号 1523 頁）

農地改革により農地を買収された X は、自作農創設特別措置法 6 条 3 項による買収対価の算定価格が当時の経済事情からみて著しく低いと考へ、これが日本国憲法 29 条 3 項にいう「正当な補償」とはいえないので、対価の増額変更を請求した。

最高裁判所は、「正当な補償」とは、「その当時の経済状態において成立することを考えられる価格に基づき、合理的に算出された相当な額」であり、「必しも常にかかる価格と完全に一致することを要するものでない」と判示した（X の請求を棄却した）。

Quiz

Q21-1 公共の福祉に関する次の A 説～C 説の学説についての記述として最も適当なのはどれか。

- A 説：憲法第 12 条、第 13 条の「公共の福祉」は、人権の外にあって、人権を制約することのできる原理である。
- B 説：人権が公共の福祉によって制約されるのは、個別の人権規定で「公共の福祉」による制約を認めている場合だけであり、憲法第 12 条、第 13 条の「公共の福祉」は、人権制約の根拠となりえない。
- C 説：公共の福祉は、人権相互の矛盾や衝突を調整するための実質的公平の原理である。
1. A 説は、人権を制約する根拠には人権に内在するものと外在するものがあると考えている。
 2. B 説に立つと、憲法第 22 条、第 29 条の「公共の福祉」は、特別の意味を持たないことになる。
 3. B 説は、明治憲法の場合と同じように、人権一般に「法律の留保」を認めたことになると批判される。
 4. C 説は、公共の福祉の内容を、自由権を各人に保障するために必要最小限度の規制のみを認める自由国家的公共の福祉と、社会権の実質的な保障のために自由権を規制する社会国家的公共の福祉とに区別する。
 5. C 説は、新しい人権の法的根拠を憲法第 13 条とすることができなくなると批判される。
- (平成 23 年度裁判所事務官採用試験)

Q21-2 居住・移転の自由等に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 憲法第 3 章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及び、居住・移転の自由との関係では、我が国に在留する外国人に居住地に関する登録義務を課すことは、公共の福祉のための制限として許容されるものではない。
- イ. 国際慣習法上、外国人の入国を認めるか否かは各国の自由裁量に委ねられるとされており、居住・移転の自由を保障する憲法第 22 条第 1 項も日本国内における自由を保障する旨を規定したものであって、同項は外国人に日本への入国の自由を保障するものではない。
- ウ. 憲法第 22 条第 2 項は、我が国に在留する外国人の出国の自由を認めているところ、日本国民が外国へ一時旅行することが同項によって保障されているのと同様、出国の自由を認めている以上は、我が国に在留する外国人の再入国の自由も同項によって保障されていると解すべきである。
- エ. 憲法第 22 条第 2 項の外国に移住する自由には外国へ一時旅行する自由も含まれるが、海外渡航に際し旅券所持を義務付ける旅券法が「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」に対して外務大臣が旅券の発給を拒否することができることと定めていることは、公共の福祉のための合理的な制限として許容される。
1. ア
 2. ア、エ
 3. イ、ウ
 4. イ、エ
 5. ウ、エ
- (平成 25 年度国家公務員採用総合職試験)